

○生活訓練サービス費

基本部分		注	注					注	注	
		地方公共団体が設置する指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	生活支援員又は地域移行支援員の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	身体拘束廃止未実施減算	サービス管理責任者配置等加算	特別地域加算
イ 生活訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下 (747単位)	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	×95/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算		
	(2) 定員21人以上40人以下 (667単位)									
	(3) 定員41人以上60人以下 (634単位)									
	(4) 定員61人以上80人以下 (609単位)									
	(5) 定員81人以上 (572単位)									
ロ 生活訓練サービス費(Ⅱ)	(1) 1時間未満 (249単位)	×965/1,000	×70/100							特別地域加算 +15/100
	(2) 1時間以上 (571単位)									
	(3) 視覚障害者に対する専門的訓練 (734単位)									
ホ 共生型生活訓練サービス費	(664単位)	×965/1,000	×70/100							
ヘ 基準該当生活訓練サービス費	(664単位)									
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算)									
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算)									
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)									
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)									
初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)									
欠席時対応加算(月4回を限度)	(1回につき94単位を加算)									
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき500単位を加算)									
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき250単位を加算)									
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき500単位を加算)									
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1日につき100単位を加算)									
個別計画訓練支援加算	(1日につき19単位を加算)									
短期滞在加算	イ 短期滞在加算(Ⅰ) (1日につき180単位を加算)									
	ロ 短期滞在加算(Ⅱ) (1日につき115単位を加算)									
精神障害者退院支援施設加算	イ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ) (1日につき180単位を加算)									
	ロ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ) (1日につき115単位を加算)									
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)									
食事提供体制加算	イ 食事提供体制加算(Ⅰ) (1日につき48単位を加算)									
	ロ 食事提供体制加算(Ⅱ) (1日につき30単位を加算)									
看護職員配置加算(Ⅰ)	(1日につき18単位を加算)									
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ) (片道につき21単位を加算)									
	ロ 送迎加算(Ⅱ) (片道につき10単位を加算)									
障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) (1日につき500単位を加算)									
	ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ) (1日につき250単位を加算)									
社会生活支援特別加算	(1日につき480単位を加算)									
就労移行支援体制加算	イ 定員20人以下 (1日につき54単位を加算)									
	ロ 定員21人以上40人以下 (1日につき24単位を加算)									
	ハ 定員41人以上60人以下 (1日につき13単位を加算)									
	ニ 定員61人以上80人以下 (1日につき9単位を加算)									
	ホ 定員81人以上 (1日につき7単位を加算)									
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×57/1,000)									
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×41/1,000)									
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1,000)									
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)									
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)									
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×8/1,000)									
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×39/1,000)									
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×34/1,000)									

注 同一敷地内の場合 ×70/100単位

注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位

注1 前年度において、自立訓練(生活訓練)等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算

注2 前年度実績には就労継続支援A型事業所への移行は除く

注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可
 注3 指定障害者支援施設において行った場合
 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×69/1,000)
 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×50/1,000)
 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×28/1,000)
 ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)
 ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)

注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可
 注3 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき +所定単位×9/1,000)

注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
 注2 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき +所定単位×19/1,000)